（市町村の意見書の様式）

都デ一第 698 号
令和８年８月６日

大阪府知事　吉村　洋文　様

寝屋川市長　広瀬　慶輔

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見について（回答）

令和８年６月５日付け商業第 1122 号で照会のあった標記については、下記のとおりです。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　　ネクステージ寝屋川店
　　寝屋川市宝町 187 番１ほか
２　意見及びその理由
　　別紙のとおり

別紙

	意見内容
1.	工事関係車両の通行に伴う騒音・振動・粉じん発生、仮設トイレの設置に伴う悪臭、ハケ・塗料缶の洗浄水や工事の排水による公共用水域の水質汚濁や水生生物のへい死をはじめ、工事に伴い生活環境に係る支障が生じないよう必要な措置を講ずること。 また、これらの措置の実施にかかわらず、生活環境に係る苦情が生じた場合は、速やかかつ真摯に対応すること。
2.	騒音規制法、振動規制法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定する特定建設作業を実施する場合は、当該作業の開始７日前までに届出を行い、敷地境界線における騒音・振動の基準値、作業時刻・作業時間・作業日に係る基準を遵守すること。 また、特定建設作業に該当しない工事であっても、低騒音・低振動型重機の使用や防音壁・防音シートの設置等、工事に伴う騒音・振動の低減のための措置を講ずること。
3.	建築物及び工作物の解体・改造・補修を行う場合は、大気汚染防止法や大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき、石綿使用有無の事前調査、その結果の発注者への報告、石綿事前調査結果報告システムによる報告及び工事現場への掲示を行うこと。 また、石綿が使用されている場合は、速やかに環境保全課と協議すること。
4.	積卸作業に伴う騒音・振動、利用者による騒音、特に夜間・早朝の騒音について対策を講ずること。また、照明・看板等による光害や室外機による温排気をはじめ、事業場の稼働に伴い生活環境に係る支障が生じないよう措置を講ずること。 また、これらの措置の実施にかかわらず、生活環境に係る苦情が生じた場合は、速やかかつ真摯に対応すること。
5.	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、下水道法、騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例等の規制を受けるおそれのある施設の設置を予定している場合は、速やかに環境保全課と協議すること。

別紙

	意見内容
6.	駐車場を管理する者は、大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき、利用者に対して駐車時にエンジンを停止すべきことを指導するとともに、周辺の生活環境が損なわれないよう必要な措置を講ずること。また、駐車場面積が500㎡以上の場合は、看板設置等により周知のための措置を講ずること。
7.	寝屋川市下水道条例に基づく水質基準を超えるおそれのある下水を公共下水道に排除する場合は、除害施設の設置に向け、速やかに環境保全課と協議すること。
8.	空調機等の騒音が発生する施設を設置する場合は、防音対策を講じること。
9.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている産業廃棄物保管基準を遵守し、生活環境保全上支障のないように保管すること。
10.	産業廃棄物の収集運搬及び処分を他人に委託する場合は、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者等に委託すること。